

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
(担当 金子、河北 電話 222-3952)

件 名	(単価契約) 東北部クリーンセンター搬入路の維持管理パトロール及び凍結防止剤散布作業 他
予 定 数 量	維持管理パトロール業務 9 4 日 凍結防止剤散布作業 1 5 日 除雪作業 1 日 東北部クリーンセンター構内作業 1 日 (ごみ収集作業計画の変更等により、日数が増減することがある。)
契 約 期 間	令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで (ただし、令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 日までを除く。)
契 約 条 件	<p>1 委託業務概要</p> <p>降雪・低温等による凍結が発生し、または、その恐れがある冬季に、京都市東北部クリーンセンター（以下「東北部 CC」という。）に家庭ごみ等を搬入する車両の安全な通行を確保することを目的として維持管理パトロール、凍結防止剤散布作業及び除雪作業の業務委託を行う。</p> <p>2 業務対象区間</p> <p>(1) 橋梁</p> <p>志久呂橋、高橋、十三石橋、市原大橋、神山 1 ～ 2 号橋、向山 1 号橋～ 4 号橋</p> <p>(2) 道路</p> <p>志久呂橋～十三石橋～市原バイパス東詰</p> <p>(3) 東北部クリーンセンター構内道路</p> <p>(1) 及び (2) の詳細は別添「対象区間地図」を参照のこと</p> <p>3 作業基準</p> <p>2 の (1) 及び (2) の業務</p> <p>月曜日から金曜日（祝祭日含む。）及び第 2、4 土曜日の午前 7 時 0 0 分までに、対象区間の路面上（通行路）の積雪、凍結状態が解消されるように作業を行う。ただし、令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 日までを除く。</p> <p>また、ごみ収集作業計画を変更したとき、または、必要があると判断したときは、実施日を変更することがある。</p> <p>なお、やむを得ない理由で作業が遅れる場合は、本市と協議し、その指示に従うこと。</p> <p>2 の (3) の業務</p> <p>本市が指定する日については、東北部 CC 構内道路の積雪、凍結状態が解消されるように作業を行う。</p> <p>4 作業内容</p> <p>下記の業務を、それぞれの条件により実施する。</p> <p>(1) 対象区間の維持管理パトロール</p> <p>午前 3 時 0 0 分から午前 7 時 0 0 分の間に、対象区間をパトロール</p>

	<p>し、路面の凍結・積雪状況の確認を行う。路面の凍結が確認された場合、または、凍結が予想される場合は速やかに（２）の凍結防止剤の散布作業を行い、路面に積雪がある場合は（３）の除雪作業を行い、作業終了後の路面における積雪、凍結状態の解消を確認すること。</p> <p>（２）凍結防止剤散布</p> <p>維持管理パトロールにおいて、凍結防止剤の散布作業が必要と確認された場合、午前７時００分までに路面の凍結状態が解消されるように凍結防止剤の散布作業を行う。ただし、天候状況の変化により午前７時００分以降に凍結防止剤散布作業が必要となった場合は、散布作業を実施すること。なお、路面状況により、本市から散布を指示することがある。</p> <p>凍結防止剤散布後の空袋については、飛散しないように受託者が持ち帰り、適切に処分すること。（別途指示）</p> <p>なお、凍結防止剤は、食品衛生法上の添加物としての規格基準に適合した塩化カルシウム（１袋２５kg）を使用するものとし、本市が指定した保管場所にて支給する。</p> <p>（３）除雪作業</p> <p>上記（１）の維持管理パトロールにおいて、積雪により車両の通行に著しい支障があり、除雪作業の必要があると受託者が判断する場合には除雪車、またはタイヤショベルを使用し、午前７時００分までに路面の積雪状態が解消されるように除雪作業を行うこと。ただし、天候状況の変化により午前７時００分以降に除雪作業が必要となった場合は、除雪作業を実施すること。その場合、午前８時３０分を作業終了時刻とするが、その時点で路面の積雪状態が解消されていない場合は、引き続き除雪作業を行うこと。なお、路面状況により、本市から除雪を指示することがある。</p> <p>（４）東北部 CC 構内作業</p> <p>本市が指定する日に路面の凍結・積雪状況の確認を行う。路面の凍結が確認された場合、または、凍結が予想される場合は速やかに（２）の凍結防止剤の散布作業を行い、路面に積雪がある場合は（３）の除雪作業を行い、作業終了後の路面における積雪、凍結状態の解消を確認すること。</p> <p>作業日については、別途、指示する。</p> <p>5 連絡体制等</p> <p>受託者は、作業終了後、作業日報（別紙１）を本市にファクシミリにて送信すること。各報告書原本（作業日報（別紙１）、作業月報（別紙２））は翌月の７日までに本市に提出するものとする。</p> <p>凍結防止剤散布作業及び除雪作業を行った日については、作業箇所の作業前後の状況が確認できる写真を撮影し、上記報告書原本とともに提出するものとする。</p> <p>なお、報告書の提出先及び作業に関する連絡・調整先は、月曜日から金曜日（祝祭日含み、令和９年１月１日から令和９年１月３日までを除く。）分についてはまち美化推進課とし、第２、４土曜日分及び東北部クリーンセンター構内作業については、東北部 CC とする。</p> <p>6 車両等</p> <p>作業実施に必要な全ての車両等機材は、受託者が用意する。本業務に使用する機材は、機械撒きが可能な車両（通常のトラック等車両に散布</p>
--	---

装置を搭載するのも可とする。)を使用すること。車両の保管場所は、東北部 CC 内において本市が提供する。受託者は車両の保管に際し、本市の指示する確認書を提出すること。

契約後、本業務において使用する車両（凍結防止剤の機械撒きが可能な車両及び除雪車又はタイヤショベル）についての確保状況を本市に対して報告すること。この際、確保状況が確認できる書類（車検証、車両リース契約書等）を提出すること。

また、当日における除雪作業指示に対応できるよう除雪作業に必要な車両（除雪車、または、タイヤショベル）及び人員（車両の操縦者）を確実に手配できる体制を確保すること。

7 委託料

(1) 委託料については、本市が指定する請求書の様式により、毎月の作業が完了後に請求できるものとする。なお、請求先は、第 2、4 土曜日分については、東北部クリーンセンターへ請求し、その他については、まち美化推進課に請求することとする。

(2) 請求書の記載にあたっては、内訳として維持管理パトロール作業、除雪作業、凍結防止剤散布作業、東北部クリーンセンター構内作業の実施回数をそれぞれ計上し、1 件の請求書により請求すること。同一日に複数の作業を行った場合それぞれの実施回数を計上すること。(例えば、維持管理パトロール作業を行った後、凍結防止剤散布作業を実施した場合は、維持管理パトロール作業 1 回、凍結防止剤散布作業 1 回とする。)

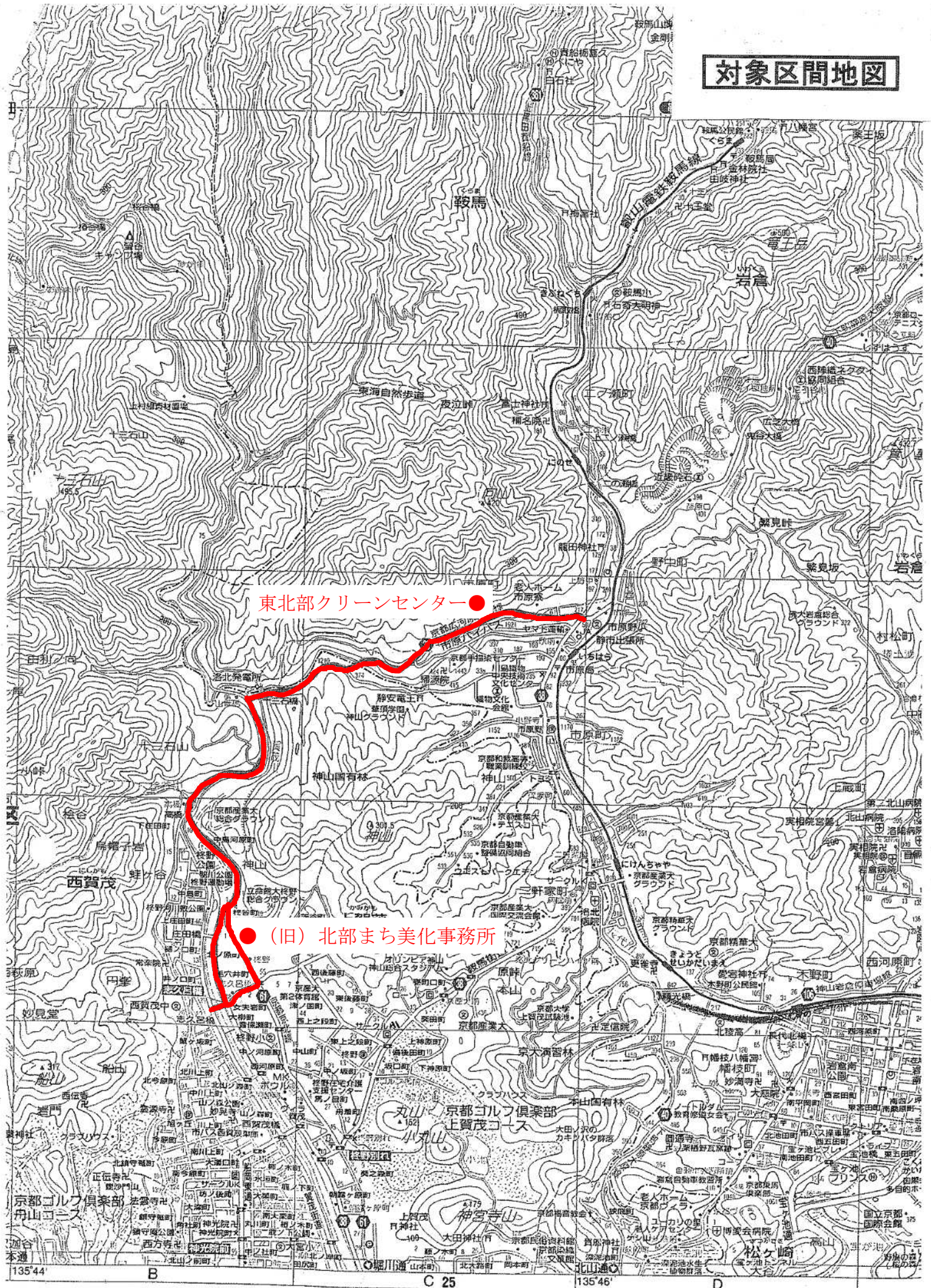
8 その他

(1) 契約単価については、維持管理パトロール作業、除雪作業及び凍結防止剤散布作業、東北部クリーンセンター構内作業の 4 項目を計上すること。凍結防止剤散布作業は、パトロール等を実施した上で、凍結防止剤散布が必要と判断された場合に実施するものであるため、凍結防止剤散布作業の単価には、維持管理パトロール業務に係る費用は含めず、散布作業実施による費用のみとすること。

(2) 契約期間中の車両の調達費用については、維持管理パトロール業務費用に含むものとする。

(3) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

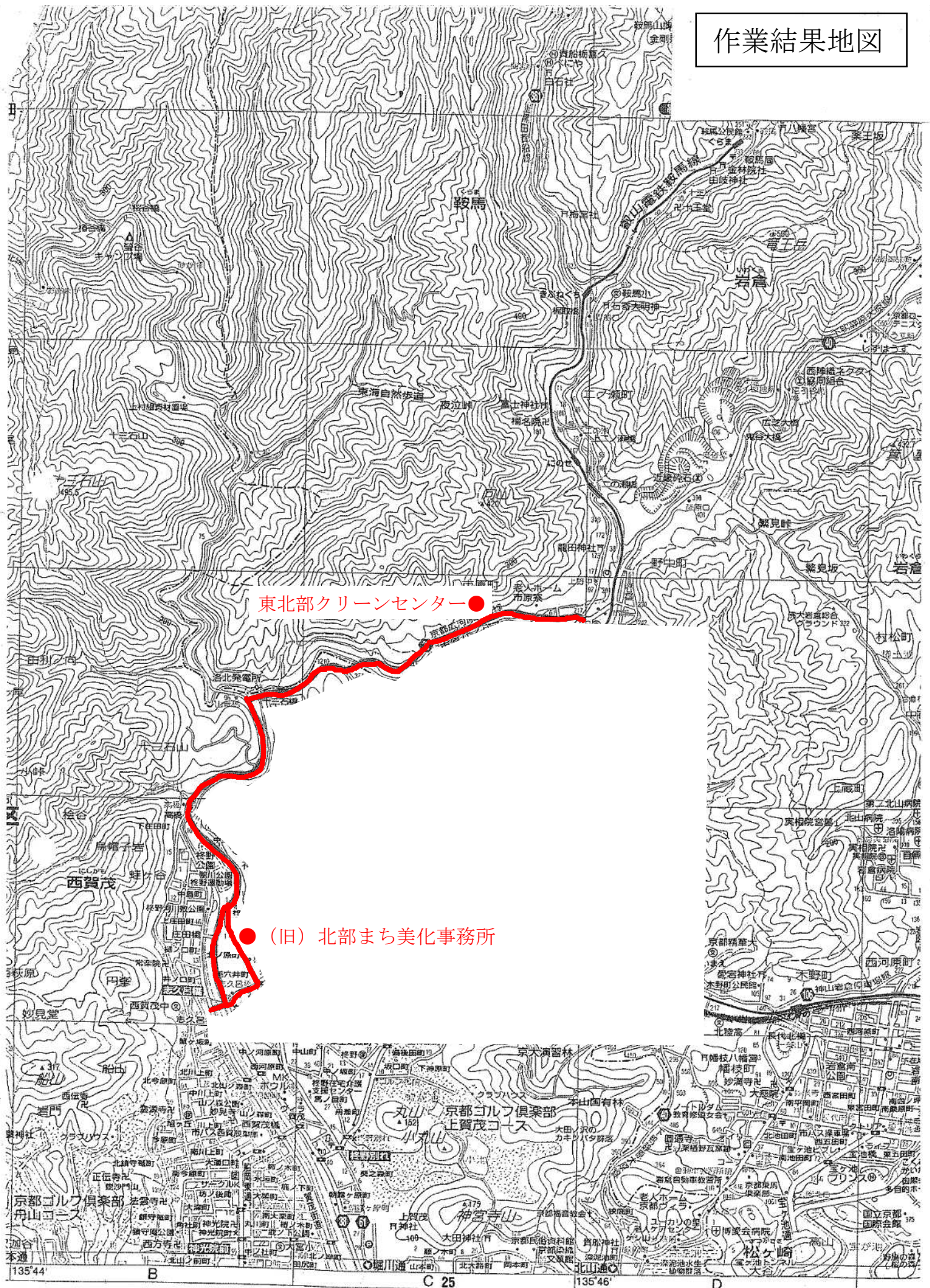
対象区間地図



東北部クリーンセンター ●

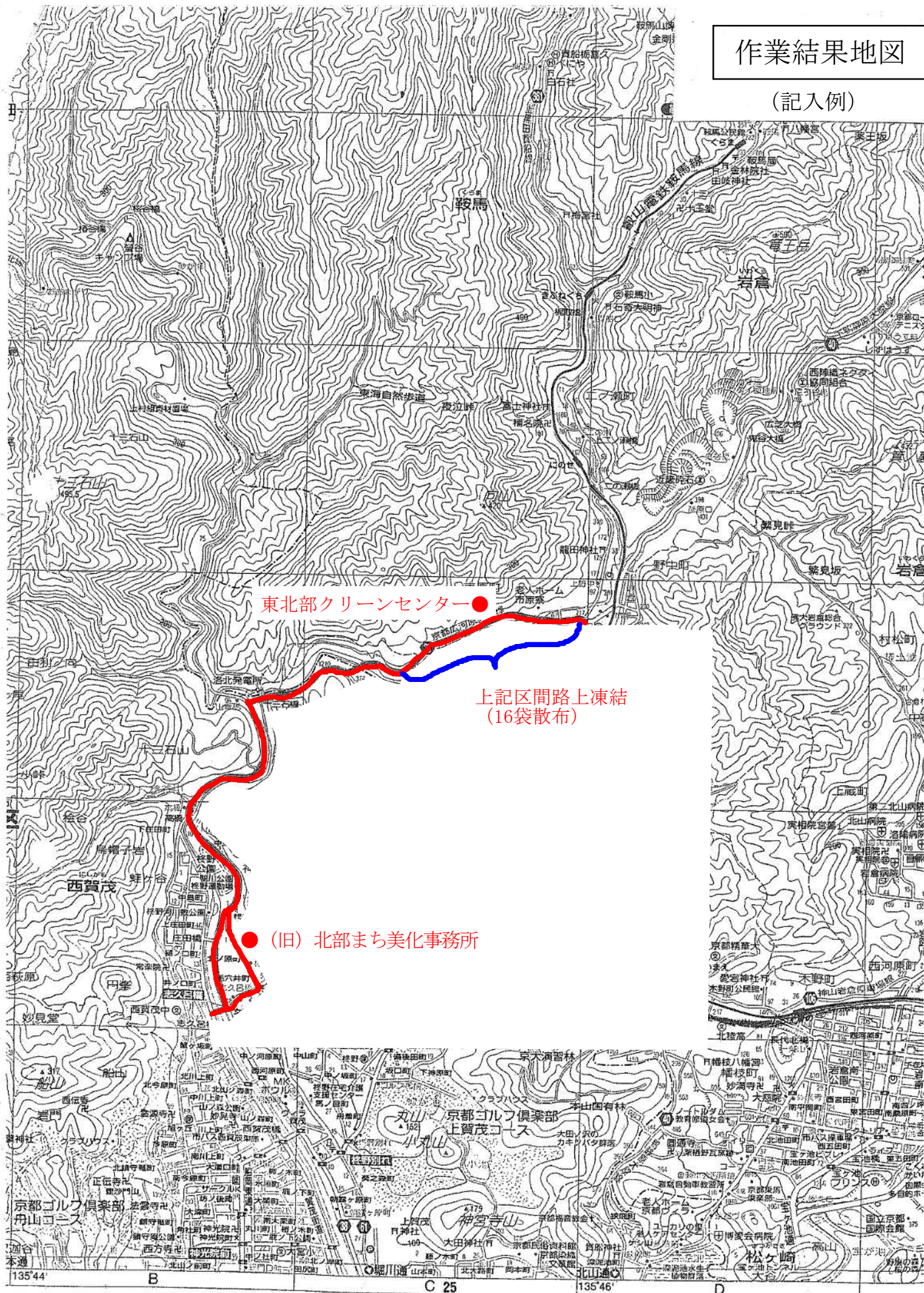
(旧) 北部まち美化事務所 ●

作業結果地図



作業結果地図

(記入例)



東北部クリーンセンター

上記区間路上凍結
(16袋散布)

(旧) 北部まち美化事務所

東北部クリーンセンター搬入路
パトロール、凍結防止剤散布作業、除雪作業 報告書（作業日報）

実施日時	令和 年 月 日 時 分～ 時 分		
気象状況	気温 °C (洛北発電所付近道路標識より)	天候	
実施状況等		作業実施の有無	作業内容
	パトロール	[有 無]	
	凍結防止剤散布	[有 無]	袋散布 (残数 袋) 散布場所は作業結果地図のとおり
	除雪作業	[有 無]	除雪場所は作業結果地図のとおり
	その他報告事項		
上記報告いたします。 住所： 氏名：			

東北部クリーンセンター搬入路
パトロール、凍結防止剤散布作業、除雪作業 報告書（作業月報）

住所：

氏名：

[illegible]